

## 14 農業用等での貯蔵及び取り扱う場合の指導の運用基準

法第 17 条第 1 項の規定の適用を受けないで少量危険物を貯蔵又は取り扱う農業用等における運用基準は、以下のとおりとする。

### 1 適用範囲

この基準は、次の用途について貯蔵又は取り扱う少量危険物について適用する。

- (1) ハウスの暖房に使用するボイラーの燃料として消費する少量危険物
- (2) 海苔、い草、米、麦等の農水産の乾燥用として消費する少量危険物
- (3) 農業機械器具等の燃料として消費する少量危険物

### 2 消防用設備等の基準

1 に掲げる用途での少量危険物の貯蔵又は取扱いに対する消防用設備等の基準については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び条例に定めるもののほか次のとおりとする。

#### (1) 消火器

消火器の設置については、住居又は車両への設置をできるだけ指導すること。

#### (2) 標識及び掲示板

ア 標識及び掲示板の設置については、条例第 31 条の 2 第 2 項第 1 号の規定によるほか、条例 34 条の 2 を適用し、タンク本体の見やすい場所等に危険物である旨、及び防火に関して必要な事項を直接記載するなどの方法により、同号規定の標識及び掲示板の設置に代えることができるものとする。

イ タンク本体に直接記入する場合は「火気厳禁」及び品名・数量を記入することをもって足りるものとする。この場合、1 文字の大きさは 10 センチメートル程度を指導すること。

### 3 構造・設備

タンクの構造及び設備についての基準は、以下のとおりとする。

#### (1) 防油堤について

防油堤については鉄筋コンクリートやコンクリートブロック造を原則とするが、連作障害防止で移設するものについては、土堤で認め、のり面は 45 度以上の角度とすること。なお、自然浸透式とするのでバルブは設けなくてよい。

### 4 指導上の留意事項

- (1) 条例の技術上の基準への適合に努めるよう指導すること。
- (2) タンクは地震、風水害等による転倒、流出防止のため、できるだけ固定するよう指導すること。

### 5 届出の簡略

- (1) 1 に掲げる用途の少量危険物は、原則として「少量危険物貯蔵取扱届出書」（条例規則様式第 16 号）により届出を必要とするが、農業協同組合その他の団体から以下の項目について一括して届出があった場合は前記届出に代えることができるものとする。

ア 設置者の住所  
イ 設置者の氏名  
ウ 設置者の電話番号  
エ 貯蔵・取扱いの所在地  
オ 貯蔵・取扱いの方法 (タンク・容器)  
カ タンクの場合  
　(ア) 検査機関  
　(イ) 検査年月日  
　(ウ) 検査番号  
キ 危険物品名  
ク 貯蔵量  
ケ 用途  
コ 添付図面  
　(ア) 案内図  
　(イ) 配置図  
　(ウ) 立面図  
サ タンク検査済証(タンクのみ)